

法改正 情報	2026 年度版 比較認識法®で覚える！ 社労士合格プレミアムテキスト 社会保険科目編
-----------	--

11876

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第 1 分冊 P51	側注 アドバイス※ ⁴	下記の内容へ差し替えてください。 一時的な事情により収入が認定基準額を超える見込みとなった場合であっても、それが一時的な収入変動である旨の事業主の証明等により、引き続き被扶養者として認定される場合があります。	
	第 1 分冊 P61	(4) 条文 表中 ③ 2 行目 ④ 2 行目	又は管理者	又は管理者※ ⁴⁻¹
		側注	下記の内容をプラス α ※ ⁴⁻¹ として追加してください。 プラス α ※ ⁴⁻¹ 保険医療機関の管理者は、保険医であり、かつ、一定の臨床研修等を修了した後、保険医療機関において保険医として 3 年以上 診療に従事した経験を有する者でなければならない。また、保険医療機関の管理者は、適正な医療の効率的な提供を図るため、当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督するとともに、当該保険医療機関の管理及び運営につき必要な注意をしなければならない（法 70 条の 2）。	
	第 1 分冊 P92	側注 プラス α ※ ¹ 1 行目	令和 <u>6</u> 年 9 月 30 日	令和 <u>7</u> 年 9 月 30 日
	第 1 分冊 P144	比較認識法® の公式	315, 000 円	<u>330, 000</u> 円

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第1分冊 P165	(4) 解説 1行目	現在、 <u>1000分の15.9</u> です。	現在、 <u>1000分の16.2</u> です。
		(5) 条文 下から 2～1行目	政令で定める率の範囲内	政令で定める率 <u>(1000分の2.5)</u> の範囲内 ^{※2-1}
		側注	下記の内容をプラス $\alpha^{\text{※2-1}}$ として追加してください。	
			プラス $\alpha^{\text{※2-1}}$ 令和8年度の子ども・子育て支援金率は、 <u>1000分の2.3 (0.23%)</u> である。	
国年	第1分冊 P365	側注 アドバイス ^{※3}	下記の内容へ差し替えてください。 令和8年度の年金額については、物価変動率(+3.2%)が名目手取り賃金変動率(+2.1%)を上回るため、新規裁定者に係る改定率及び既裁定者に係る基準年度以後改定率は、いずれも名目手取り賃金変動率を用いて改定されます。また、マクロ経済スライドによる調整（国民年金（基礎年金）は-0.2%）が行われるため、令和8年度の国民年金（基礎年金）の年金額の改定率は+1.9%となります。	
	第1分冊 P366	側注 プラス $\alpha^{\text{※1}}$	令和 <u>7</u> 年度の改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者は <u>1.062</u> 、昭和31年4月2日以後に生まれた者は <u>1.065</u> となる。	令和 <u>8</u> 年度の改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者は <u>1.082</u> 、昭和31年4月2日以後に生まれた者は <u>1.085</u> となる。
	第1分冊 P366	側注 プラス $\alpha^{\text{※2}}$	令和 <u>7</u> 年度の子の加算額に係る改定率は、受給権者の生年月日にかかわらず「 <u>1.065</u> 」となる。	令和 <u>8</u> 年度の子の加算額に係る改定率は、受給権者の生年月日にかかわらず「 <u>1.085</u> 」となる。
	第1分冊 P368	側注 語句 ^{※1} 下から 2～1行目	(令和 <u>7</u> 年度は <u>0.996</u>)	(令和 <u>8</u> 年度は <u>0.998</u>)

科目	P	行等	改正前	改正後
国年	第 1 分冊 P368	側注 語句※ ² 最終行	令和 <u>7</u> 年度	令和 <u>8</u> 年度
厚年	第 2 分冊 P75	側注 アドバイス※ ³	下記の内容へ差し替えてください。	
			令和 8 年度の調整率が 0.998 なので、経過的軽減調整率＝調整率＋ 〔（1－調整率）× 2／3〕＝ 0.999 となります。したがって、令和 8 年度の厚生年金保険の再評価率は、名目手取り賃金変動率（1.021）× 経過的軽減調整率（0.999）＝ +2.0% となります。	
	第 2 分冊 P86	③タイトル	③支給停止調整額	③支給停止調整額※ ¹⁻¹
		側注	下記の内容をアドレス※ ¹⁻¹ として追加してください。	
			支給停止調整額は、法 46 条 3 項では 62 万円とされていますが、年度 ごとに改定されます。令和 8 年度の支給停止調整額は 65 万円 （低在老 も同じ。）となります。	
	第 2 分冊 P87	4行目、5行目、 8行目、黒板内 （4箇所）	<u>62</u> 万円	<u>65</u> 万円
	第 2 分冊 P88	最終行		
	第 2 分冊 P89	2行目	<u>4</u> 万円	<u>2.5</u> 万円
		3行目 6行目		
		6行目、7行目、 側注 アドバイス※ ¹ 5行目	<u>16</u> 万円	<u>17.5</u> 万円

科目	P	行等	改正前	改正後
厚年	第2分冊 P89	側注 アドバイス※ ¹ 5～6行目	<u>192</u> 万円	<u>210</u> 万円
	第2分冊 P163	(1) 条文 9行目	<u>2</u> 年	<u>5</u> 年
	第2分冊 P164	② 解説文 2行目		
	第2分冊 P165	(3) 条文 5行目		
	第2分冊 P171	表中 ❷の列		
	第2分冊 P174	表中 分割できない場合の列		
社一	第2分冊 P357	側注 プラスα※ ²	プラスα※ ² へ下記の内容を追加してください。	
			令和7年12月に、オーストリアとの間に社会保障協定が発効された。	

以 上